

関係法令・条文の抜粋一覧

【公営住宅法抜粋】

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公営住宅の供給)

第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

(公営住宅の計画的な整備)

第六条 公営住宅の整備は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）に基づいて行わなければならない。

【住生活基本法抜粋】

(都道府県計画)

第十七条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
- 三 当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
- 四 前号の目標を達成するために必要と認められる当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項
- 五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量
- 六 第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県にあっては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

～第3項以下は、計画策定時の手続きに関する規定のため省略～

【三重県住生活基本計画抜粋】

mie

1 - 3 計画の推進

(1) 施策の役割分担

この計画では、本県の住生活の将来像の実現のために、施策の基本方針を示し、その実現の方向について各主体が取り組む指針となるよう記載するとともに、基本的施策について県の役割及び市町、県民、住宅関連事業者に期待する役割を明らかにします。

なお、基本的施策に関する県の役割及び市町、県民、住宅関連事業者に期待する役割における基本的な視点は以下のとおりです。

■ 県の役割

- ・ 市町の住生活に関する施策や民間住宅市場を補完し、全県的・広域的な施策の展開を図ること。
- ・ 庁内や市町間の住生活に関する施策間の調整を行い、総合的な施策の展開を図ること。
- ・ 安心して住宅及び住宅地が取得できるよう、住宅に関する適正な取引の確保や情報提供等、住宅市場のルールづくりや仕組みづくりを行うこと。
- ・ 地域の課題を解決し、豊かな住生活を実現するための県、市町、住宅関連事業者、県民の連携のための仕組みづくりや人づくりを行うこと。
- ・ 本県の住生活に関する実情や特性を把握するとともに、国の制度的枠組みの動向や専門的見地を勘案し、住生活に関する政策の中長期的なビジョン・戦略を提示すること。

■ 市町に期待する役割

- ・ 地域の住生活に関する実態や地域住民のニーズを的確に把握するとともに、地域の特性に応じた総合的かつ効果的な住宅施策を展開すること。
- ・ 地域の都市計画やまちづくり、福祉の推進主体として、創意工夫を行い、計画的で総合的な地域に根ざした住宅施策を展開していくこと。
- ・ 地域住民や住宅関連事業者、県と連携し、地域の住生活の安定の確保と向上を促進すること。
- ・ 市町住生活基本計画を策定し活用するなど、計画的かつ持続的に施策を展開すること。

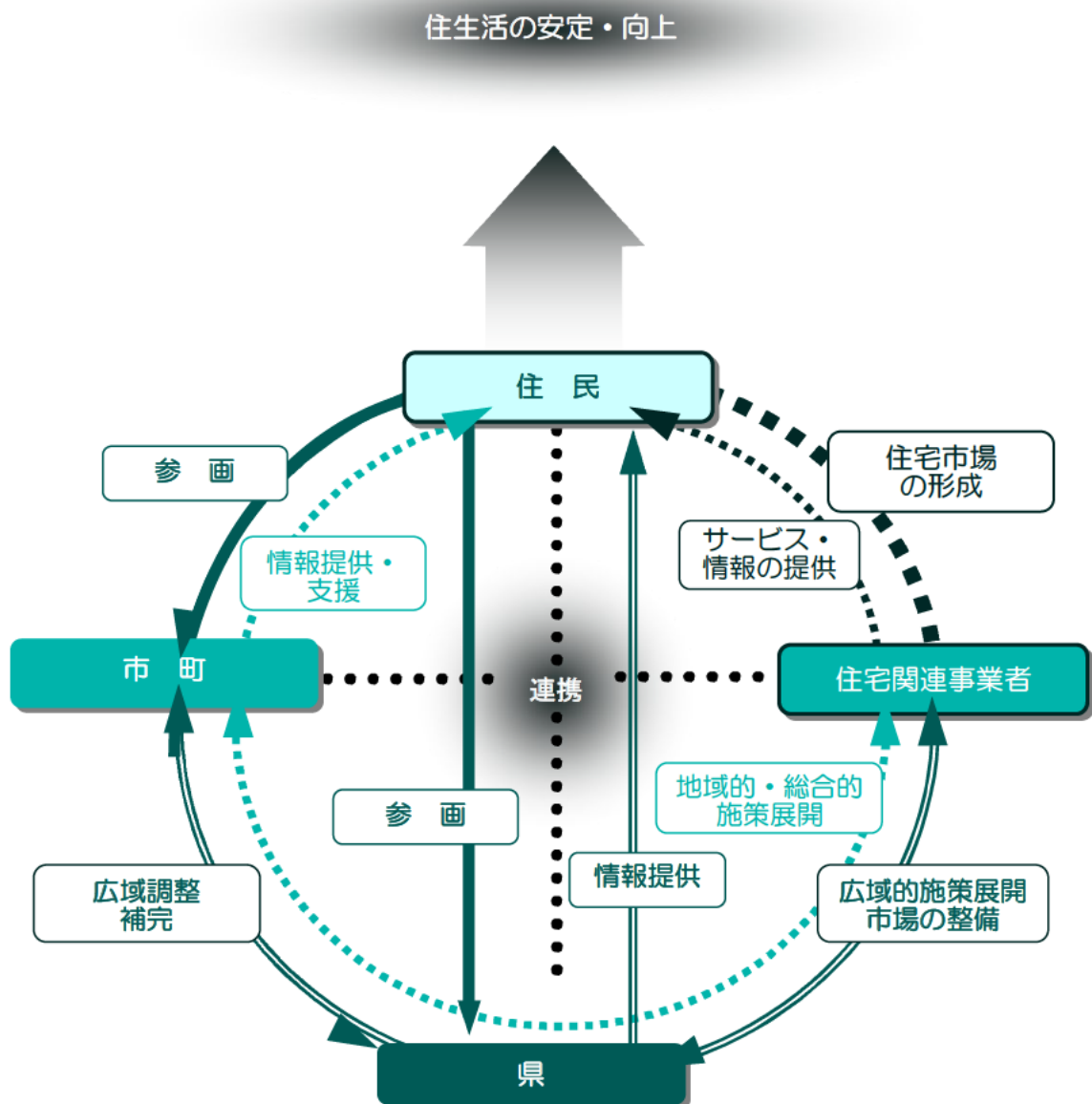
■ 住宅関連事業者に期待する役割

- ・ 市場を通じて県民の住生活と大きな関わりを持ち、住宅の安全性その他の品質等の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、必要に応じ各主体と連携、協働しながら、適切な事業展開を行うこと。
- ・ 住生活に関する多様な事業活動において、県民の安全と安心が確保されるよう必要な措置を適切に講じるとともに、正確で適切な情報提供に努めること。

■ 県民に期待する役割

- ・ 多様化・複雑化する住生活に関する地域のニーズに対応するため、各主体と連携しつつ、NPO*や市民団体等の主体的な活動に取り組むこと。
- ・ 自助努力により個々人の生活に適した住宅の質や性能等の確保を行うとともに、地域社会に貢献し、住生活の安定と向上を目指すこと。
- ・ 地域の主体的な担い手として、住まいづくりやまちづくりに積極的に参画し、各主体と相互に連携し協力すること。

図 計画に係わる主体の位置づけ



(3) 公営住宅供給の方向

公営住宅を供給するにあたり、以下の4つの方向を基本とします。

なお、公営住宅の「供給」とは、新規整備や建て替えのみでなく、既存公営住宅の空家募集を含めます。

効果的な住宅セーフティネットの構築

公営住宅は、今後特に福祉的な役割とともに地域づくりの拠点的な役割を担うことから、市町が主体となって市町による総合的な行政の中で位置づけ、地域の多様な住宅困窮者の居住の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、これらを踏まえて適切な供給量を判断し、一体的に整備・運営することを目指します。

その一方で県は、県営住宅ストックの市町における役割を勘案するとともに、市町営住宅の整備に対し協力するほか、一時的かつ緊急的な住まいのセーフティネット(災害被害者、犯罪被害者等)の確保を行います。

また、住宅困窮世帯に対し、持続的かつ安定的に住宅が供給されるために、民間連携により入居世帯を適正に管理する等、厳正な運営管理を行います。

地域財産としての整備

公営住宅は、まとまった居住環境とある程度の規模の居住人口を保有することから、あらゆる面で周辺地域に対する影響を及ぼす公共施設です。

このことから、住宅困窮者のための住まいという視点に加えて、地域に調和するとともに豊かな居住環境を提供する地域の財産という視点に立って、地域コミュニティと文化を育み、自立・共生する団地作りを行います。

ストック活用と住環境の向上

本県の賃貸住宅市場では、低廉な賃貸住宅の空家が見受けられるなど、公的賃貸住宅の供給等に対する余力が見受けられ、今後の公営住宅の新規整備に対しては、地域における住宅需要を見通し、既存ストックの状況・活用可能性を十分に踏まえることが必要です。

そのため、公営住宅の新規整備は、既存の公営住宅ストックの活用や民間住宅市場にある住宅ストックの活用のみでは住宅需要に十分に対応することが困難で、地域が必要とするストック形成を図るうえで公営住宅の新規整備が不可欠である場合などに限定することが必要です。

このことから県は、原則的に新規建設を行わず、既存の県営住宅ストックを有効に活

用することとし、耐震性の確保はもとより、省エネルギー、バリアフリー対応、耐久性等の確保に努めるなど適切な修繕や改良を行うとともに、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備を備えるほか、地域に調和する住環境を整備するなどにより、居住環境の維持、向上を図ります。

特に大規模団地については、市町と協力し、地域にふさわしい居住環境ビジョンを掲げるなど、モデル的な運営を目指します。

供給主体の一元化

今後、公営住宅の総合的かつ効果的な供給を行うためには、県営住宅と市町営住宅の管理・運営を一元化する必要があります。そのため、公営住宅の供給主体については、今後県と市町において総合的な行政運営の中で慎重に協議し、個々の団地においてあるべき姿を探り、長期的な視野において段階的に一元化を図ります。